

令和4年度 事業計画書

I. 実施方針

1 社会・経済の動向

一昨年1月に感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種や人流抑制などの取組により、昨年10月から年末にかけて大幅に減少したものの、今年初よりオミクロン株による感染拡大が急激に進んでおり、予断を許さない状況にある。

新型コロナウイルス感染症の拡大は経済活動の停滞を招くとともに、働き方や生活様式の見直しなど社会経済活動の変容をうながし、様々な方面に大きな影響を与えた。

経済面においては、穀物や原油などの価格高騰、コンテナや船便確保の困難による物流の混乱、半導体不足に象徴される機械部品の供給不足などが生じている。これらの影響は我が国畜産に対しても例外なく及び、配合飼料や輸入乾牧草の価格上昇、畜産用機械の製造・納入遅延など、畜産経営に大きな影響を与える結果となっている。

さらに、本年2月24日にはロシア軍のウクライナ侵攻という予期せぬ事態が生じ世界に衝撃を与えた。ロシアに対する各国の経済制裁の影響もあいまって、原油や穀物価格の一段の上昇が生じており、世界経済の先行きに対する不透明感が高まっている。

2 畜産の動向と関係施策

令和3年7月1日に農林水産省において畜産局が20年ぶりに復活した。農林水産省においては、新しい組織体制の下で、畜産の収益力強化・増頭加速化、労働負担の軽減などを支援し、畜産生産基盤の強化を図るため、畜産クラスターの中心的経営体等を対象とした様々な支援が実施されている。また、政府は農林水産物・食品の輸出額を2025年に2兆円、2030年に5兆円とする目標を掲げ、その達成に向けた支援策も講じられている。

畜産生産の現場では、これら支援策を活用した取組が行われてきており、飼養頭数が減少傾向から増加に転じるとともに、飼養規模の拡大が進んでいる。また、農林水産物の輸出額についてもコロナ禍の下においても着実に伸ばしてきている。

酪農経営においては減少傾向で推移していた生乳生産量は令和元年に増加に転じ、令和2年度には前年度比1%、令和3年度（4～12月）には2.8%増加した。その一方、コロナ禍の影響により学校の休校や業務用需要の減少によりバター・脱脂粉乳仕向けが増加し、その在庫量も増加している。

肉用牛経営においても繁殖雌牛の飼養頭数は平成27年を底に増加に転じ、平成28年度以降、増加傾向で推移している。肥育牛については平成31年から増加傾向で推移している。また、牛肉の輸出額は順調に増加しており、平成30年には297億円と当時の目標額（平成31年目標）250億円を達成し、令和3年には537億円まで増加した。このような状況の下で、枝肉価格（和牛去勢A-4）はコロナ禍でのインバウンド需要や外食需要が激減したことなどから低下した時期もあったが、直近では堅調に推移している。

一方、子牛価格（黒毛和種去勢）は一時期の高値ほどではないものの、全国平均で1頭当たり74万円程度で取引されており、依然高い水準にある。養豚・養鶏経営については、豚熱や高病原性鳥インフルエンザといった海外悪性伝染病の発生が続いている。豚熱についてはワクチン接種農場においても発生しており、野生イノシシでの感染拡大防止対策とともに、農場段階での徹底した飼養衛生管理が求められている。また、東アジアにおけるアフリカ豚熱の発生が続いており、我が国への侵入の脅威が高まっている。水際での検疫強化などにより、我が国への侵入防止対策が行われているが、令和3年9月には飼養衛生管理基準の改正が行われた。養豚・養鶏経営はもとより、酪農及び肉用牛経営においても飼養衛生管理基準の遵守に向けた取組が求められている。

飼料穀物価格については、中国の旺盛な買付、コロナ禍の影響による海上運賃の上昇、ドル高での為替の推移などの影響により上昇基調で推移している。

このため、令和2年度第4四半期には配合飼料価格安定制度に基づく通常補填が2年ぶりに発動し、翌令和3年度第1四半期には異常補填が8年ぶりに発動し、以降3期連続で通常補填と異常補填の発動が続いている。

輸入乾牧草の価格については、令和元～2年度にかけて横ばいで推移していたが、令和3年度に入りドル高やコロナ禍による海上運賃の上昇などの影響により、急激な上昇に転じており、改めて国内の自給飼料基盤の拡大が求められる状況である。

そして、直近でのロシア軍のウクライナ侵攻により、小麦をはじめとして穀物価格、原油価格が急騰しており、配合飼料や輸入乾牧草の価格が上昇することが懸念される。

なお、令和3年5月には、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（畜舎特例法）」が公布され、令和4年4月1日より施行されることとなった。これにより、畜舎建築利用計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた場合には、建築基準法の適用が除外され、畜舎特例法の基準等により畜舎等の建築

等をすることが可能となり、畜舎等の建築コスト低減の可能性が拡大することとなる。

3 事業の基本的実施方針

中央畜産会は、畜産を巡る社会経済的状況の変化と畜産施策の動きを的確に捉え、会員組織と一体となり、地域の畜産生産の大宗を占める家族経営の振興を重点に、以下の取組を行うことなどにより、我が国畜産の振興と消費者への畜産物の安定的供給に資する。

(1) 畜産経営・技術に係る支援・指導への取組

地域の畜産経営に対する支援・指導のための人材の育成・確保のため、総括畜産コンサルタント及び畜産コンサルタントの確保・育成を図り、中央畜産会と地方会員が一体となった畜産会組織の体制強化を図る。

また、10月に鹿児島県下で開催される第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会を肉用牛振興に向けた絶好の機会と捉え、研修会の開催、経営相談窓口の設置などにより担い手の育成、肉用牛経営の改善に取り組む。

(2) 安定的な畜産経営の推進への取組

多額の資金を要する畜産経営の安定的資金確保、固定化負債の償還の円滑化へ向け、経営指導と一体となった長期低利の借換促進、畜産動産担保の活用支援に取り組むとともに、家畜伝染病発生農家の経営再開支援のための互助基金の運営、資金供給の支援を行う。

また、畜産・酪農の体質強化に向け、畜産クラスターの中心的経営体等を対象とした施設整備、機械導入支援、畜産クラスターコーディネーターの育成、優良事例調査に基づく経営指標の整備及びICT機器の導入による労働負担の軽減等に取り組む。

(3) 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導への取組

家畜伝染病の発生予防に向け、農場段階での新しい飼養衛生管理基準を満たし、より高度な管理に取り組む農場HACCP認証の推進により、安全な家畜・畜産物の生産とその消費者への周知と普及に取り組むとともに、競走馬以外の馬に対する防疫措置の強化に取り組む。

また、地域における優秀な獣医師の育成、確保に向け、獣医師を目指す学生に対する修学資金の支援、産業動物獣医師に対する講習会などを開催する。

(4) 畜産に関する調査及び情報の提供への取組

畜舎等を設計する建築士やその認定を行う建築主事などの関係者等を対象として、畜舎特例法及びその政省令のほか新しい基準に関する解説書を

作成し、畜舎特例法に対する理解醸成に取り組む。

また、月刊誌「畜産コンサルタント」や特別出版物を発行し、畜産経営者や指導者等に届けるとともに、インターネットを活用し経営・技術に関する情報を迅速かつ的確に提供することにより、経営指導の効率化と指導者の知識向上に取り組む。

(5) 会員組織との連携と相互扶助への取組

地方会員と連携し地方競馬場での地域畜産物配布PRなどにより地方競馬による畜産振興への寄与の周知を行うとともに、家畜に関わる伝統行事の保存、開催支援に取り組む。

施設・機械部会会員への補助事業等の情報提供、展示会開催へ向けた支援により畜産経営における先進機械の普及に取り組む。

地方会員と一体となり、全国の畜産会組織の体制強化のため会員相互間の情報交換の推進、組織の運営改善に向けた活動に取り組む。

Ⅱ. 公益目的事業

ア 畜産農家に対する畜産経営・技術に係る支援・指導のための事業

1 畜産経営指導者の養成と優秀な指導者に対する資格の付与並びに地域交流活動の支援

- ① 畜産農家の経営改善と発展を図るためには、各地に優秀な指導者が必要である。このような指導者を養成するため、各種専門知識を習得するための研修会を開催する。
- ② 優秀な指導者を対象に総括畜産コンサルタント資格試験を実施し、合格者に対して総括畜産コンサルタントの資格を付与する。
- ③ 都道府県段階の畜産経営支援活動をサポートするため、畜産に関する各分野の専門家を構成員とする畜産コンサルト団を設置する。
- ④ 地方会員の総括畜産コンサルタント等を参集し、畜産経営に対する支援方針等の検討を行う
- ⑤ 地方会員を対象に畜産経営に対する事業内容等について説明をするため中央打合会を開催する。
- ⑥ 全国から優秀な畜産経営を選定し、その経営実績等について発表を行う全国優良畜産経営管理技術発表会を開催し、優秀者を表彰する。
- ⑦ 畜産生産者を中心とする組織作りの推進を行う。
- ⑧ 畜産経営者からの相談等に応じるため、全国に畜産経営相談窓口を設置する。
- ⑨ 畜産関係の電算処理業務及び畜産関係情報の提供等を実施する。
- ⑩ 畜産の担い手を教育する農業高等学校、農業大学校に対して教育支援を行うため、教職員を対象とした農場HACCP指導員・審査員資格取得研修会の開催、受講経費の補助を行う。また、農業高等学校、農業大学校において農場HACCP推進農場・認証農場の資格取得を行う場合の費用を補助する。
- ⑪ 農業高等学校、農業大学校で学ぶ将来の担い手となる生徒学生の資質と意識の向上を図るため、農業高等学校、農業大学校に全国和牛能力共進会鹿児島大会の出品牛の審査等について詳細を解説した動画配信、関連資料を配布する。さらに、最新の情報通信技術を用いた飼養管理技術を習得するため、同共進会出品校にICT関連機器を貸与する。

2 畜産環境保全活動の支援

経年劣化が進んでいる家畜排せつ物処理施設の長寿命化等を支援するため、家畜排せつ物の利活用や悪臭防止、排水処理等に係る調査・情報収集を行うとともに、調査に関する報告書を作成・配布し、畜産農家等の関係者への普及等を行う。

3 食品廃棄物の活用支援

未利用資源を活用した飼料を給与した家畜から得られた畜産物及びその加工食品を一定の基準を設けて「エコフィード利用畜産物」として認証する。

4 畜産振興の支援

畜産経営支援協議会及び日本畜産物輸出促進協議会が実施する次の畜産振興対策事業につ

いて、その活動を支援する。

(1) 家畜疾病・自然災害発生時緊急支援(畜産経営支援協議会事業)

地域の家畜衛生の改善や畜産経営の安定と向上に資するため、口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚熱等の家畜伝染性疾病や台風・地震等の大規模自然災害が発生した際の初動対応に必要な緊急用機材・資材の備蓄及び運搬を支援する。

(2) 国産畜産物輸出の取組み等支援(日本畜産物輸出促進協議会事業)

- ① 日本産畜産物の輸出拡大を図るため、ジャパンプランドの確立に向けた畜産物の品質情報の発信、国内生産者等に対する国産畜産物輸出への理解醸成への取組み、輸出促進に向けた課題の解決方策、認知度の向上に向けた国際見本市への出展やセミナーの開催、専門家の海外派遣や食肉処理技術研修のための海外の食肉事業者の国内招へい、新規輸出先国の市場開拓等の調査等を行う。
- ② 食肉の生産・流通の多角化のため、輸出に取り組む事業者による輸出先国におけるスライス肉や小分け真空パック等、従来の部分肉以外の製品の需要や嗜好調査、パイロット輸出、試食会の開催等を行う。

5 牛肉輸出の取組み支援

牛肉の一層の輸出促進を図るため、商標登録された和牛統一マークの使用承認や海外での商標登録の申請事務等を行う。

6 畜産経営・担い手支援

- ① 農業高校生や大学生など将来の畜産の担い手に、多種・多様にある

畜産に関わる仕事のやりがいや魅力を伝えるため、畜産に関わる仕事の実態調査、仕事を紹介したガイドブックや映像資料等の作成、畜産関連業従事者等との交流会の開催等を行い、人材確保に繋げる。

- ② 畜産経営の収益性を高め、かつ多様な担い手の活躍の場を広げるとともに後継者を確保するため、全国各地の優れた畜産物生産・経営技術や先進的な畜産物輸出促進活動等の映像情報を収集し、わかりやすく質の高い映像情報として加工・編集し、BSグリーンチャンネル放送やインターネット等を活用し情報提供を行い、持続的な畜産経営の育成及び消費者に対する畜産への理解醸成を図る。
- ③ 肉用牛経営等への新規就農者や後継者の参入促進を図るため、農業高校生等を対象に肉用牛の飼養技術等を学ぶための研修会を開催するとともに、研修用資料を配布して肉用牛に関わる仕事への理解促進を図り、将来の肉用牛生産の担い手確保に繋げる。また、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会において相談窓口を設置し、肉用牛生産・経営、就農等に関する相談に対応する。さらに、中核的担い手の育成に向けた経営管理や生産技術に関する研修会を開催し、今後の肉用牛生産基盤の維持・強化を図る。
- ④ IT(情報技術)やAI(人工知能)技術を活用した畜産のデジタルトランスフォーメーション(畜産DX)の技術導入による労働負担軽減や所得向上に与える効果を調査し、導入効果を評価することにより、家族経営における畜産DXの推進と魅力ある家族経営の育成を図る。

イ 畜産経営資金の利子低減や家畜・畜産物の衛生対策等を通じた安定的な畜産経営の推進を図る事業

1 資金借入・返済の支援

畜産農家は生産構造上、多額の運転資金を必要とするが資金を借受ける際には、適正な経営・資金計画の作成が求められることから、日本政策金融公庫資金の借受希望者や既に借受けている農家を対象に「経営・資金計画」や「経営改善計画」の策定支援等を日本政策金融公庫の委託により、地方会員と連携して実施する。

2 畜産動産担保の活用支援

- ① 本会や地方会員が保有する畜産経営についての評価分析や改善支援スキル等を金融機関等に情報提供し、畜産経営の特異性と金融面からのサポートの在り方等についての理解醸成を図る。

- ② 畜産経営の維持・発展を図るために必要となる資金について、畜産動産担保融資(畜産A B L)を利用できる環境整備を一層推進するため、普及に向けた課題解決のための検討、畜産A B L活用の実態調査及び事例の収集・蓄積、普及啓発のための研修会等を開催する。

3 借受資金償還等の支援

- ① 畜産特別資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給と貸付農家に対する経営指導等を行うとともに、家畜疾病経営維持資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給等を行う。
- ② 畜産経営体質強化支援資金の貸付けを行った融資機関に対する利子補給、及び乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入等のための資金の借入に係る債務を農業信用基金協会が保証した場合の保証料免除に対する助成を行う。

4 伝染病発生時の復興支援

- ① 口蹄疫、豚熱等の家畜伝染病が発生した場合に備え、地方会員の協力を得ながら、生産者等に対し本事業の普及、啓発活動等を推進するとともに、生産者と本会との間で家畜防疫互助基金への加入契約を締結し、納付された生産者積立金をもって家畜防疫互助基金を造成する。
- ② 本事業に加入している農家に家畜伝染病が発生した場合には、生産者が自ら積立てた積立金(家畜防疫互助基金)と農畜産業振興機構からの補助金を2分の1ずつ拠出した互助金を交付し、発生農家の経営再開を支援する。

5 畜産・酪農の体質強化支援

改定された「TPP等関連政策大綱」に即して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進、肉用牛の増頭の奨励、優良な乳用後継牛の確保、畜産環境対策の推進等、地域一体となって行う取組みを支援するため、基金を造成し実施する((1)、(2)及び(3)の事業)。

また、平成28年11月に政府の「農林水産業・地域の活力創造本部」で決定された「農業競争力強化プログラム」を受け、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を進める一環として、酪農家の「働き方の改革」を図るため、労働負担軽減及び飼養管理技術の高度化に資する機械装置の導入により生ずるゆとりを活用し、乳用後継牛の確保や後継者の確保及び飼養管理技術の高度化を図る取組みを実施する((4)及び(5)の事業)。

(1) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)

- ① 中心的な経営体等の施設整備等に対する支援(施設整備事業)
- ② 中心的な経営体が機械装置を導入する場合に、畜産クラスター協議会又はリース事業者に対し当該機械装置の取得に必要な費用の一部に対する支援(機械導入事業)
- ③ 収益力の向上のための新たな取組みの成果の実証等の支援(調査・実証・推進事業)
- ④ 畜産クラスターによる取組みの全国的な推進を図るため、推進会議開催、優良事例調査、畜産クラスターコーディネーター養成、畜産クラスター普及推進活動等の取組みの支援(調査・実証・推進事業)
- ⑤ 後継者不在経営体の経営資源等を円滑に継承するため、権利調整等の取組みの支援(畜産経営基盤継承支援事業)

(2) 生産基盤拡大加速化事業(畜産クラスター事業)

牛肉の国内需要の増加への対応と輸出の一層の拡大を図るため、肉用牛の繁殖雌牛を増頭する取組みに対して増頭奨励金を交付(生産基盤拡大加速化事業)

(3) 畜産・酪農生産力強化対策事業(畜産クラスター事業)

- ① 優良な乳用種後継雌牛を確保しつつ、和牛生産の強化を図るため、性別別技術を活用した優良な後継牛確保等の取組みを支援(酪農経営改善対策事業)
- ② 肉用牛経営及び酪農経営における代謝の状況等を把握するための血液検査や早期妊娠診断を行うための超音波診断等の新たな技術を活用した繁殖性向上等を図る取組みを支援(繁殖性等向上対策事業)
- ③ 種豚生産経営等における飼料の利用性及び肉質を測定するための機器、飼養衛生管理の高度化を図るための機器の導入等の取組みを支援(養豚競争力強化対策事業)
- ④ 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための家畜の生産性データ等の収集・分析、技術指導、現地講習会等の取組みを支援(家畜生産性向上対策事業)

(4) 畜産経営体生産性向上対策事業(ICT化等機械装置等導入事業)

畜産経営における労働負担軽減・省力化のための計画の策定や導入すべきICT関連機械等の選定を行う取組みを支援するとともに、搾乳ロボット・発情発見装置等のICT関連機械等の導入を支援する。

(5) 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業

酪農労働における働き方改革の実現を一層加速化するため、酪農家による省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備、複数の酪農家がまとまって搾乳作業等を省力的に実施するための集合搾乳施設の整備、後継牛の預託育成を行う者に対する家畜飼養管理施設等の補改修、省力化機械装置の導入等を支援する。

ウ 家畜・畜産物の衛生対策等に係る支援・指導のための事業

1 農場衛生対策の支援

- ① 家畜伝染病の発生予防、まん延防止等を確実かつ効率的なものとするため、国家防疫措置に併せて、地域における防疫演習、慢性感染症対応、馬伝染性貧血防疫等の自衛防疫活動を推進するとともに、家畜衛生の向上と家畜・畜産物の安全性を確保する上で重要なツールである農場HACCP認証の推進に係る支援を総合的に実施する。さらに、農場HACCP認証をより充実させるため、国際基準に沿って、農場HACCPに農場での労働衛生・環境等の概念を取り入れることについて検討する。
- ② 生産農場における農場HACCPへの取組みの促進等を行う農場指導員を養成する研修等を実施する。
- ③ 農場HACCPの基本となる飼養衛生管理基準を満たし、基本的な農場HACCPの手法を理解し、その取組みを行っている農場を「農場HACCP推進農場」として指定する。また、農場HACCP認証要領に基づき、農場の認証審査を実施する。
- ④ JGAP(家畜・畜産物)認証審査要領に基づき、農場の認証審査を実施する。
- ⑤ 我が国における豚熱の発生、隣国地域のアフリカ豚熱などの悪性伝染病の流行を踏まえ、養豚農場における衛生管理を徹底し、生産性を著しく阻害する疾病(PED、PRRS、オーエスキー病等)の発生・まん延を低減、防止するため、国内豚主要生産地域の農場を含む自衛防疫組織による疾病発生の低減対策の計画立案を行うとともに、計画実施農場の自衛防疫組織に対して防疫対策などに係る経費の助成を行い、疾病発生の低減・防止を図る。
- ⑥ 日本版畜産GAPの認証取得拡大を図るため、審査体制を強化するための審査員の増員、畜産GAPの国際規格化に向けた協議及びアニマルウェルフェアに配慮した飼養管理の普及拡大等に対する取組みに支援を行う。

- ⑦ 野生イノシシを介した豚熱のまん延防止を図るため、全国協議会が行う経口ワクチンの導入・保管等の取組支援、都府県協議会が行う経口ワクチンの散布地点の選定(餌付け)・散布・回収に必要な実証の取組、及びドローンやベイトステーション(給餌器)等を活用した散布方法の省力化を図る取組み等を支援する。

2 馬の伝染病対策の支援

- ① 競走馬以外の馬の飼養衛生管理環境の整備を図るため、産業動物診療獣医師に対する馬飼養衛生管理に必要な感染症の知識や馬獣医療に係る知識・技術の習得のための講習会・臨床実習の開催、馬の健康手帳及び馬飼養衛生に係る普及啓発資料の作成・配布及び地域における馬の飼養状況や衛生管理に関する実態調査を実施する。
- ② 地域における馬の自衛防疫活動の強化を図るため、乗用馬、農用馬等を対象に馬インフルエンザワクチンの予防接種、繁殖牝馬を対象に馬鼻肺炎ワクチンの予防接種を実施する。また、馬の生産地の育成馬及び繁殖牝馬を対象に日本脳炎、破傷風、馬ゲタウイルス及び馬インフルエンザワクチンの予防接種費用の助成を行うとともに、馬インフルエンザ及び馬鼻肺炎のワクチンに関する普及啓発等の資料を作成・配布し、馬伝染性疾病の防疫推進を行う。

3 優秀な産業獣医師の確保支援

(1) 臨床獣医師防疫体制強化事業

口蹄疫やアフリカ豚熱等の特定疾病及びその他の感染症に対する防疫支援体制を強化するため、産業動物新規獣医師及び中堅獣医師を対象に講習会を実施するとともに、特定疾病による損耗防止等の防疫技術に関する普及資料を作成・配布し、周知を図る。

(2) 獣医師養成確保修学資金給付事業

地域の産業動物獣医師への就業を志す獣医系大学への地域枠入学者を対象に、入学試験合格後、大学入学前に大学へ納付する費用及び入学後に必要な費用を修学資金として給付する。

4 家畜衛生対策の支援(家畜衛生対策推進協議会事業)

家畜衛生対策推進協議会が実施する次の家畜衛生対策事業について、活動を支援する。

(1) 獣医学生に対する技術支援

獣医学を専攻する学生を対象に、関係大学・機関等の協力を得て、臨床実習・行政体験などの研修会を開催するとともに、獣医系大学におい

て産業動物診療への理解醸成等の普及・周知のための講習会を開催し、産業動物分野における獣医師の育成・確保を図る。

(2) 野生動物からの被害低減対策

野生獣による家畜への伝染病の伝播拡散や人獣共通感染症の浸潤等、家畜飼養衛生管理上の危害の防止を図るため、家畜衛生関係者等を中心とした畜産分野での情報発信体制を地域に構築・整備・推進するとともに、イノシシ、シカ等の野生獣に係る衛生実態の調査を実施し、衛生管理状況等の情報の普及推進を図る。

エ 家畜・畜産物の生産・流通・消費に関する調査・研究、情報提供、及び知識の普及・啓発を図る事業

1 食品残さの飼料化利用支援

飼料として活用が進んでいない食品産業残さや農場残さ等の資源の活用を図るため、各地域に存在する未利用資源の種類やこれらの資源を飼料として活用するための課題を調査するとともに、未利用資源を活用している事例を普及するためのセミナーを開催する。

2 畜産経営の調査

畜舎等を設計する建築士や畜舎等の認定作業を行う都道府県畜産担当者及び建築関係者等に対して、畜舎建築特例法の省令等の新しい基準についての解説書を作成・配布し、畜舎建築特例法の理解促進と普及啓発を図る。

3 畜産情報の提供

日本及び海外における畜産業に関する経営支援の取組みや生産技術、消費・流通に亘る幅広い情報を提供するため、次の取組み等を実施する。

- ① 月刊誌「畜産コンサルタント」や書籍・専門書の出版
- ② インターネット(畜産情報ネットワーク)を通じた情報の提供や畜産特別資金利子補給等に係る電算処理等
- ③ 全国優良畜産経営管理技術発表会における発表事例の優秀な経営内容・高い生産技術等を広く普及するため情報提供を実施

Ⅲ. その他の事業（相互扶助等）

1 軽種馬経営等の支援

- ① 軽種馬生産経営を対象
- ② に既往負債の借換えのための長期低利資金の供給に係る利子補給に関する帳票データ処理業務等を実施する。
- ③ 軽種馬生産地域の農協等の営農指導員が軽種馬経営改善指導を行うためのスキルアップ研修等を実施する。また、軽種馬生産経営の産駒の生産費、収益性及び経営収支に関する生産地調査を実施する。

2 畜産振興の推進

- ① 本会及び地方会員役職員に対する低利資金の貸付等の福利厚生及び地方会員の運営に係る低利資金の貸付け等を実施する。
- ② 本会と地方会員との連携強化を図るため、地方会員常勤役員を中心とした地方会員活動推進検討委員会において畜産会組織の運営上の課題等について協議を行い、組織の円滑な運営等を目指す活動を行う。

3 衛生対策の連携

- ① 競走馬の所有者を対象に組織的な衛生対策に関する自衛防疫の理解向上とワクチン接種の徹底等を図る。
- ② 農場HACCP認証協議会の事務局を運営する。

4 施設・機械部会の活動

- ① 施設・機械部会会員に対する情報の収集・交換・提供等を実施する。
- ② 国際養鶏養豚総合展2022開催に向けた企画、情報分析及び幹事会の開催等の事務を実施する。

5 馬事畜産振興推進活動（馬事畜産振興協議会）

- ① 全国各地の地方競馬場において地域畜産物の配布等、競馬見学会の開催、冠レースの実施等を行い、地方競馬による畜産振興への寄与等について周知を行う。
- ② 国際養鶏養豚総合展2022（愛知県）、第12回全国和牛能力共進会鹿児島大会（鹿児島県）等の大規模イベントにおいて畜産フェアを開催し、地方競馬による畜産振興への寄与等について周知を行う。
- ③ 地方競馬の重賞レース等において優勝馬主、騎手等に対して地域畜産物の贈呈を行い、地方競馬における畜産振興への理解を求める。
- ④ 第22回JBC競走（盛岡競馬場・門別競馬場）開催を記念して、開

催地の畜産物等を賞品にしたWEBキャンペーンを行い、JBC競走の宣伝、地方競馬の普及、畜産物の消費拡大等を図る。

- ⑤ 全国で開催される家畜に係わる伝統行事に対して、行事保存、開催支援を目的とした奨励金の交付を行う。

6 畜産関連先端設備の導入支援

経済産業省中小企業庁が進める「先端設備」等を導入する際に受けられる税制措置(法人税、所得税及び固定資産税の軽減措置)に係る証明書の発行業務を行う。

IV. 会員相互の連携及び組織強化

1 会員相互の連携

- ① 会員相互の連絡調整を緊密に行う。特に、地方会員についてはブロック単位で開催される会議に本会役職員を積極的に派遣し、情報交換及び意思疎通を図る。
- ② 畜産農家の経営改善と発展を図るためには、地方会員に優秀な指導者が必要であることから、地方会員職員に対する指導者養成を行う。
- ③ 地方会員及び中央会員の管理者が円滑な組織運営を行うことができるよう各種専門知識を習得するための研修会を開催する。
- ④ 日本の畜産業の安定した振興を図るため、TPP11、日米貿易協定、日EU・EPA、日英EPA等の発効後の情勢変化と総合的なTPP等関連対策のフォローアップに的確に対応するため、畜産関係団体等で組織化された「日本の畜産ネットワーク」の事務局として活動を行う。
- ⑤ 農林水産省が主催する「中央畜産技術研修」の講座に会員職員の受講斡旋を行う。
- ⑥ 全国各地で開催される共進会等催事への協賛・後援と賞状・副賞を授与する。

2 組織強化

- ① 全国畜産縦断いきいきネットワークなど生産者の組織化に取り組む。
- ② 施設・機械部会員に対して畜産施策等に関する情報提供、会員間の情報交換の場を設ける。
- ③ 業務効率化を図るため、各種業務のシステム化、データベース化の推進と情報の一元管理を構築する。また、情報セキュリティ対策の強化等を実施する。
- ④ 職員が幅広い知識を得ることや業務に対する意識向上等を図るため、積極的な人材育成、強化を行う。
- ⑤ コロナ禍においても積極的な業務の推進を行う。
- ⑥ 事業量の増減等に柔軟に対応する組織人員体制の整備を図るとともに、効率的な事業推進の運営に努めることとする。